

議案第12号

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第8号及び第9号中「第3条第1項第4号ハ」を「第3条第1項第5号ハ」に改める。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。